証券コード　6675
平成28年６月７日

株　主　各　位

東京都港区白金一丁目17番３号NBFプラチナタワー
サクサ ホールディングス株式会社
代表取締役社長　越　川　雅　生

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの熊本県を震源とする地震により被災されました皆様には心からお見舞い申しあげますとともに一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使されますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（**http://www.it-soukai.com/**）から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、51頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園　２階「華つどい」の間

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1. 第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入（更新）の件

第３号議案　取締役７名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

第６号議案　役員賞与支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条の規定により、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

◎株主総会招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定により、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。当社のインターネットウェブサイトをご覧ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国の経済は、政府の経済政策や金融緩和により景気は緩やかな回復基調で推移してきました。

しかしながら、海外においては、米国経済が回復傾向にあるものの中国や新興国の景気減速の懸念、また国内では、金融市場の動向などの変動リスクもあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中で、当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を基本方針とした、平成27年度から29年度までの３か年を計画期間とする中期経営計画を策定し、事業の拡大と経営基盤の強化に取組んでまいりました。

「事業の拡大」につきましては、当社が目指す成長戦略に沿った市場に対して、コアコンピタンスである音声と情報通信を融合させた情報通信ネットワーク関連システムに、センシングや映像蓄積などの新技術を加え、お客様が求めている製品の提供やシステムおよびサービスの実現を目指してまいりました。

具体的な取組みとして、オフィス市場向けに小規模オフィス向けＩＰ対応キーテレホンの機能を強化したビジネスコミュニケーションシステム「ＡｃｔｙｓⅢ（アクティスⅢ）」の発売を開始し、「Ｏｆｆｉｃｅ　ＡＧＥＮＴ」シリーズを拡充するとともに、ネットワークセキュリティへの関心の高まりに伴う需要に対応するためＵＴＭ（統合脅威管理アプライアンス）「ＳＳ３０００」の拡販を図ってまいりました。

また、法人向け光アクセスサービス「サクサ光」の提供により、インターネット接続サービスとサクサ製品のワンストップでの提供を進めてまいりました。

今後もＩｏＴ（Internet　of　Things)、クラウドサービス、映像ソリューション等に対応し「Ｏｆｆｉｃｅ　ＡＧＥＮＴ」シリーズの拡充を進めてまいります。

システムインテグレーション事業の展開は、ＶｏＩＰ（Voice　over　ＩＰ）ソリューションの販売に加え、クラウドやＩｏＴ時代の到来によるサービスの高度化に対応すべく取組んでまいりました。

具体的な取組みとして、当企業グループの強みであるシステムインテグレーション事業のスキームを活用し、交通事業者様向けシステムや企業向けデータ連携ソリューション等、お客様のニーズにお応えする業務系のシステムをスピーディに提供してまいりました。

また、テロや犯罪および災害等社会的な不安に対するセキュリティへの関心の高まりによるネットワークカメラの需要に対して、画像解析技術や画像圧縮技術を活かした長時間録画やクラウド対応などでお応えし、安心で安全な社会を支えるサービスの提供を進めてまいります。

「経営基盤の強化」につきましては、安定した収益体質を構築するための組織および要員の適正化や外部流出費用の徹底した削減に取組むため、グループガバナンスの強化と組織機能の効率化のためのグループ機能の最適化を４月に、また要員の適正化を７月末に実施し、当初の想定どおりの効果が出ました。

引き続き財務体質の強化や人材の質的転換を進め、目標とする経営指標（売上高550億円以上、経常利益30億円以上、ＲＯＥ早期に５％以上）を平成29年度までに実現すべく取組んでまいります。

当事業年度の売上高は、加工受託の減少はありましたが、マイナンバー制度の施行に伴うネットワークセキュリティ機器の受注の増加やシステム受託開発などシステムインテグレーション事業の受注増加により463億７千９百万円（前期比6.2％増）となりました。

利益面では、為替変動の影響はありましたが、売上高の増加や総原価低減の取組み効果等により経常利益は16億７千８百万円（前期比94.6％増）となりました。また、退職給付信託設定に伴う特別利益の計上はありましたが、要員の適正化のための施策を含めた経営構造改革費用を特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は５億２千万円（前期比81.3％増）となりました。

分野別の営業の概況は、次のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、258億１千９百万円（前期比20.5％増）となりました。これは、当企業グループの強みであるＩＰネットワーク技術を活用したオフィス市場向けネットワークセキュリティ関連機器やシステムインテグレーション事業の受注が増加したことによるものです。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、205億５千９百万円（前期比7.6％減）となりました。これは、アミューズメント市場向けの部品加工受託等が減少したことによるものです。

(2) 対処すべき課題

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を中期経営計画の基本方針と位置付け、事業の拡大および経営基盤の強化を推進するとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供し続けることを目指してまいります。

① 事業の拡大

当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」のため、事業の集中と効率化を確実に実行するとともに、グループ事業の領域拡大による収益の拡大を目指してまいります。

これまで、コアコンピタンスと新技術により事業を拡大すべく、音声通信からＩＰネットワーク技術（ＩＰ情報通信や情報セキュリティ等）を活用したソリューションへの展開を図ってまいりました。

今後は更なる事業転換の加速を目指し、特に注力しているネットワークセキュリティおよびクラウドサービスを活用し、センサからアプリケーションまでを安心かつ安全につなぐＩｏＴソリューションならびに画像センシング技術と解析・圧縮技術等を組合わせた映像ソリューションおよびそれらに関連するシステムインテグレーションにより、新たな価値を創造する特長ある製品とサービスをスピーディに提供してまいります。

さらに、集中事業推進の加速と新規事業の拡大のため業界を越えた協業等を推進してまいります。

ア．集中事業への取組み

（ア）オフィス市場向けの製品、サービス提供

通信インフラの更なる高度化（高速化、多様化等）と市場環境変化（ＩＰ化、クラウド化等）に追従し、従来のキーテレホン製品展開から特定市場向けサービスを展開するビジネスホンソリューション、ＩＰによる音声通信サービスを提供するＩＰ－ＶＯＩＣＥソリューション、ＵＴＭ等に代表されるＩＰネットワークソリューション、さらにＩｏＴソリューション、映像ソリューション等のクラウドサービス展開により事業領域を拡大してまいります。

（イ）アミューズメント市場向けの製品、サービス提供

お客様戦略に基づいた製品のタイムリーな提供に加え、機器売りからサービス売りへ営業スタイルを変革することで事業付加価値を高め、安定した収益を確保し、当事業基盤を強化してまいります。

（ウ）システムインテグレーション事業

音声通信に関連する事業で培ってきた当企業グループの強みであるＶｏＩＰソリューションに加えて、音声とデータの融合や通信インフラの更なる高度化に対応したネットワークインテグレーションおよび、それらを活用したデータ連携ソリューションを展開するとともに、ＩｏＴ、映像等を含むシステムインテグレーションに取組んでまいります。

さらに、パートナー企業との協業強化により、当企業グループが目指すシステムインテグレーション事業を拡大してまいります。

イ．新規事業の創出

（ア）Ｒ＆Ｄと事業の創生

新たな市場開拓や新技術の研究開発および将来の新規ビジネスのため、積極的に経営資源を投入し、当企業グループが保有するリソースを効果的に活用するとともに、クラウド、ＩｏＴ、映像等の技術により、新規事業を創生し、事業領域の拡大を図ってまいります。

（イ）ストックビジネスの確立

お客様の利便性や導入負担の軽減等を実現する新たなビジネスモデルとして、クラウドサービス等を活用したストックビジネスを確立してまいります。

ウ．グローバル展開

当企業グループが保有する商材・技術を有効活用することで、欧州、米州へは、法制化の動きに伴い需要が高まる光火災警報装置を投入、また、カンボジアを始めとしたアジア諸国へは、セキュリティ製品を中心に国内外企業との協業を進め、それぞれ事業拡大を目指してまいります。

エ．ＥＭＳおよびＤＭＳの取組み

当企業グループが保有する生産機能を有効的かつ最大限に活用し、市場環境に柔軟に対応しながら生産機能を有しない企業への機能サポートと加工受託領域の拡大を図ってまいります。

② 経営基盤の強化

当企業グループは、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のため、事業を支える収益基盤の確立と経営を支える経営基盤の構築に継続して取組んでまいります。

当事業年度に実施いたしましたグループ機能の最適化につきましては、その高度化に継続して取組み、グループガバナンスの強化とスピードある事業推進体制の構築をさらに進めてまいります。

ア．事業の効率化

各事業が属する市場の環境や将来性と収益性を見極めたうえで、事業構造に見合った経営資源の最適化を図ってまいります。

また、事業構造の変化にタイムリーに対応し、より効率的な事業運営を行ってまいります。

イ．財務体質の強化

企業価値向上のため、資本効率を高めるとともに、開発および投資の効率向上ならびにサプライチェーンマネジメントを強化し、棚卸資産の圧縮や保有資産などの見直しを推進することで、資産効率の向上を図ってまいります。

また、グループ内の資金活用による有利子負債の圧縮など資金効率を高めてまいります。

ウ．要員の適正化

事業構造の変化に対応する人材の質的転換を図るため、人材の育成強化や事業転換に必要な人材の確保に積極的に取組んでまいります。

エ．コーポレートガバナンスの強化

当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値の最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資総額は、４億７千８百万円であり、新商品の開発用機器および生産用金型等であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、当社の子会社等における長期借入金の約定弁済および社債の償還の資金として、当社が長期借入により資金を調達いたしました。

また、子会社のサクサ株式会社は、短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第　10　期	平成25年度 第　11　期	平成26年度 第　12　期	**平成27年度 第　13　期 (当 期)**
売　上　高（百万円）	38,792	43,103	43,677	**46,379**
経　常　利　益（百万円）	534	△591	862	**1,678**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	380	△459	287	**520**
1株当たり当期純利益（円）	6.53	△7.82	4.89	**8.86**
総　資　産（百万円）	43,541	42,529	43,701	**42,597**
純　資　産（百万円）	23,381	23,014	22,880	**22,232**
1株当たり純資産（円）	395.18	388.77	386.87	**375.86**

（注）1.「1株当たり当期純利益」は、親会社株主に帰属する当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2.「1株当たり純資産」は、純資産の金額（非支配株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3.「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サ ク サ 株 式 会 社	10,700百万円	100%	情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
サクサテクノ株式会社	400百万円	100%	通信機器・情報機器の製造および販売ならびにこれらに付帯する業務

（注）1. 当社の出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社2社を含む9社、持分法適用会社は3社であります。
3. 当社の連結子会社である、サクサテクノ株式会社とサクサテクニカルサービス株式会社は平成27年4月1日付で合併（サクサテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。
4. 平成27年4月1日付で当社の連結子会社としてサクサシステムアメージング株式会社を設立いたしました。

③　特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	サクサ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区白金一丁目１７番３号 ＮＢＦプラチナタワー
当社および当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	19,796百万円
当社の総資産額	24,109百万円

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

①　当　　社

本　　社　　東京都港区

②　子 会 社　　サクサ株式会社

本　　社　　東京都港区
相 模 原 オ フ ィ ス　　神奈川県相模原市
米　沢　事　業　場　　山形県米沢市
栃　木　事　業　場　　栃木県那須塩原市
支　　社　　４拠点
営　　業　　所　　６拠点

③　子 会 社　　サクサテクノ株式会社

本　社　・　工　場　　山形県米沢市
営　　業　　所　　神奈川県相模原市

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

区　　分	従　業　員　数	前期末比増減数
合　　計	1,111名	163名減

(注) 1.　従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
2.　従業員数が前期末と比べて163名減少しておりますが、その主な理由は、早期退職優遇制度の適用と実施によるものです。

(10) 主要な借入先および借入額（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,336百万円
株式会社三井住友銀行	1,150百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	863百万円
株式会社りそな銀行	709百万円

2. 会社の株式に関する事項(平成28年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株
(2) 発行済株式の総数 62,449,621株
(3) 株主数 7,265名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
沖電気工業株式会社	8,060千株	13.7%
日本電気株式会社	2,360千株	4.0%
株式会社みずほ銀行	2,339千株	3.9%
株式会社三井住友銀行	1,767千株	3.0%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,683千株	2.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	980千株	1.6%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	959千株	1.6%
みずほ信託銀行株式会社	900千株	1.5%
サクサグループ従業員持株会	858千株	1.4%
三井住友海上火災保険株式会社	773千株	1.3%

(注) 1. 当社は、自己株式3,712,313株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式6,059,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　沖電気工業口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,778,000株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
越 川 雅 生	代表取締役社長	－
松 尾 直 樹	代表取締役副社長	サクサ株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員
鈴 木　　譲	専務取締役 CSR推進・監査、総務人事・経理財務・IT戦略、関連企業担当	－
皆 川 忠 志	常務取締役 労務、人事制度改革担当	サクサ株式会社取締役兼専務執行役員
木 村 廣 志	取締役 技術・品質戦略担当	サクサ株式会社取締役兼専務執行役員 株式会社システム・ケイ常務取締役
大 坂　　貢	取締役 事業・生産戦略、ＴＳＣＭ推進担当	サクサテクノ株式会社代表取締役社長
磯 野 文 久	取締役 海外ビジネス戦略担当兼企画部長	サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
池 田 敬 造	取締役 （社外取締役）	沖電気工業株式会社通信システム事業本部 キャリアシステム事業部長兼企画室長 株式会社沖コムテック代表取締役社長
布 施 雅 嗣	取締役 （社外取締役）	沖電気工業株式会社経理部長
小 口 喜美夫	取締役 （社外取締役）	成蹊大学理工学部情報科学科教授
大 内 正 樹	常勤監査役	サクサ株式会社監査役
羽 鳥 勝 彦	監査役	サクサ株式会社常勤監査役
河 野　　敬	監査役 （社外監査役）	河野法律事務所　弁護士 サクサ株式会社社外監査役
飯 森 賢 二	監査役 （社外監査役）	飯森公認会計士事務所　公認会計士

（注）1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
① 平成27年６月26日開催の第12回定時株主総会において、新たに布施雅嗣および小口喜美夫の両氏が取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。
② 平成27年６月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、畠山俊也氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
③ 社外監査役の猪鼻正彦氏は、平成27年９月26日逝去により退任いたしました。これに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、補欠監査役の飯森賢二氏が同日付で社外監査役に就任いたしました。
2. 監査役飯森賢二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役小口喜美夫、監査役河野　敬および飯森賢二の３氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 沖電気工業株式会社は「2.（4）大株主」（10頁）に記載の当社の大株主であります。
5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
6. 取締役の選任理由
社外取締役の選任理由は、当該取締役の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。社内取締役については、当社取締役会の考え方に則り、本人の経歴および能力を踏まえ、経営者としての視点を持ち、当企業グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できる者であることから、選任しております。

<ご参考>
取締役の異動（平成28年４月１日付）
取締役の兼務先での異動

取締役	布施雅嗣	沖電気工業株式会社執行役員兼経営管理本部経理部長 株式会社沖データ社外監査役 株式会社沖電気カスタマアドテック社外監査役
取締役	池田敬造	沖電気工業株式会社情報通信事業本部ネットワークシステム事業部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第423条第１項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

（3）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区　分	支給人数	報酬等の総額	摘　　要
取　締　役	11名	133百万円	うち社外４名　９百万円
監　査　役	５名	19百万円	うち社外３名　３百万円
合　計	16名	152百万円	

（注）1. 役員報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第３回定時株主総会において次のとおり決議いただいております。
取締役　　年額408百万円以内（使用人給与を除く）
監査役　　年額　72百万円以内
2. 報酬等の総額には、第13回定時株主総会において決議予定の役員賞与15百万円（取締役11名に対し14百万円、監査役５名に対し１百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

＜社外取締役＞

氏　　名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
池 田 敬 造	取締役会（14回中12回出席）	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、発言いたしました。
布 施 雅 嗣	取締役会（11回中10回出席）	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、発言いたしました。
小 口 喜美夫	取締役会（11回中10回出席）	通信業界における豊富な経験と、専門家としての幅広い見識から、議事の内容について検討し、発言いたしました。

＜社外監査役＞

氏　　名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
河 野 　　敬	取締役会（14回中12回出席）	主に法的側面から議事の内容について監査をいたしましたが、特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会（18回中17回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
猪 鼻 正 彦	取締役会（ 8回中 8回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について監査をいたしましたが､特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会（11回中11回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
飯 森 賢 二	取締役会（ 6回中 6回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会（ 7回中 7回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。

② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

社外監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は２百万円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けている業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

ア．契約の新規の締結に関する業務の停止　３月

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

イ．業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

ア．株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期および平成25年３月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。

イ．同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6. 会社の体制および方針

（1）内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
   (1) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
   (2) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
   (3) ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。
   　なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いは行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
   取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
   (2) 当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
   (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびＩＴの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
(2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
(3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の職務の補助にあたらせる。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役の職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。

9. 監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
(2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
③ 当社の監査役から報告を求められた場合
(3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
(4) ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
(2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
(3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

当社の第13期事業年度における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制

経営理念を基に「グループ企業行動憲章」、「グループ行動規範」を定め、グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針として、教育等によりその周知徹底を図っております。

当社および当企業グループ各社からリスクマネジメントおよびコンプライアンスの状況報告を受け、半期に1度開催するリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会を通じて、その管理状況を確認しております。

また、ヘルプラインを設置し、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行っております。

② 効率的な職務執行体制

社内規程に基づき職務の分掌ならびに権限および責任を、それぞれ明確にし、意思決定の迅速化を図っております。

当社の経営の重要事項については、取締役会において慎重、かつ、迅速な意思決定を行っております。また、業務ごとのシステムを整備し、電子化を図り、効率的に職務を執行しております。

その他、当企業グループの財務報告に係る内部統制を効率的に運用する体制および社内規程を整備し、運用しております。

③ グループ管理体制

当企業グループ各社は、社内規程に定められた重要事項を当社に、本基本方針に定められた事項は、当社取締役および監査役会に報告しております。

④ 情報の保存および管理体制

会社法、金融商品取引法等の法令および社内規程に基づき作成され、法令および文書管理規程、文書保存廃棄要領等の社内規程に基づき保管、保存、廃棄の管理をしております。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの

② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの

③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの

④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの

⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を中期経営計画の基本方針と位置付け、事業の拡大および経営基盤の強化を推進するとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供し続けることを目指してまいります。

まず、「事業の拡大」につきましては、「持続成長可能な事業への転換」のために事業の集中と効率化を確実に実行するとともに、グループ事業の領域拡大による収益の拡大を目指してまいります。

次に、「経営基盤の強化」につきましては、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のため、事業を支える収益基盤の確立と経営を支える経営基盤の構築に継続して取組んでまいります。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値の最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年６月27日開催の第10回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/ir/stock/information.html）をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること

(2) 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること

(3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること

(4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること

(5) 本ルールの有効期限を平成28年３月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

7. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、１株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**25,231**	**流動負債**	**11,908**
現金及び預金	6,205	支払手形及び買掛金	5,745
受取手形及び売掛金	11,559	短期借入金	2,702
有価証券	999	1年内償還予定の社債	400
商品及び製品	1,957	未払金	726
仕掛品	526	未払費用	1,230
原材料及び貯蔵品	2,674	未払法人税等	64
繰延税金資産	992	未払消費税等	394
その他	346	製品保証引当金	264
貸倒引当金	△30	役員賞与引当金	45
		その他	334
固定資産	**17,355**	**固定負債**	**8,457**
有形固定資産	**9,688**	社債	160
建物及び構築物	997	長期借入金	3,488
機械装置及び運搬具	303	繰延税金負債	466
工具器具備品	520	退職給付に係る負債	3,716
土地	7,864	役員退職慰労引当金	72
リース資産	3	その他	553
無形固定資産	**3,035**	**負債合計**	**20,365**
ソフトウエア	2,941		
のれん	49	**(純資産の部)**	
その他	44	**株主資本**	**21,705**
		資本金	**10,836**
		資本剰余金	**6,023**
投資その他の資産	**4,631**	**利益剰余金**	**6,023**
投資有価証券	3,208	**自己株式**	**△1,177**
長期前払費用	143		
繰延税金資産	663		
関係会社出資金	203	**その他の包括利益累計額**	**371**
その他	662	**その他有価証券評価差額金**	**265**
貸倒引当金	△250	**為替換算調整勘定**	**5**
		退職給付に係る調整累計額	**100**
繰延資産	**10**	**非支配株主持分**	**155**
社債発行費	10	**純資産合計**	**22,232**
資産合計	**42,597**	**負債純資産合計**	**42,597**

連結損益計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**46,379**
売上原価		**36,363**
売上総利益		**10,015**
販売費及び一般管理費		**8,413**
営業利益		**1,602**
営業外収益		
受取利息及び配当金	96	
為替差益	61	
その他	59	217
営業外費用		
支払利息	80	
その他	60	141
経常利益		**1,678**
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	2	
退職給付信託設定益	396	403
特別損失		
固定資産除却損	12	
固定資産売却損	9	
事業構造改善費用	945	967
税金等調整前当期純利益		**1,114**
法人税、住民税及び事業税	93	
法人税等調整額	479	573
当期純利益		**541**
非支配株主に帰属する当期純利益		20
親会社株主に帰属する当期純利益		**520**

連結株主資本等変動計算書

(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

区分＼科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	10,836	6,023	5,812	△1,173	21,498
当期変動額					
剰余金の配当			△176		△176
親会社株主に帰属する当期純利益			520		520
自己株式の取得				△4	△4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
持分法の適用範囲の変動			△132		△132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		0	211	△4	207
当期末残高	10,836	6,023	6,023	△1,177	21,705

区分＼科目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	857	—	375	1,232	149	22,880
当期変動額						
剰余金の配当						△176
親会社株主に帰属する当期純利益						520
自己株式の取得						△4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
持分法の適用範囲の変動						△132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△591	5	△274	△861	5	△855
当期変動額合計	△591	5	△274	△861	5	△648
当期末残高	265	5	100	371	155	22,232

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,706**	**流動負債**	**1,062**
現金及び預金	850	短期借入金	538
繰延税金資産	13	未払金	13
関係会社短期貸付金	796	未払費用	43
未収入金	38	未払法人税等	27
その他	7	未払消費税等	17
		役員賞与引当金	15
		関係会社預り金	400
		その他	7
固定資産	**22,403**	**固定負債**	**2,067**
無形固定資産	**2**	長期借入金	2,060
ソフトウエア	2	その他	7
		負債合計	**3,129**
		(純資産の部)	
投資その他の資産	**22,400**	**株主資本**	**20,979**
関係会社株式	20,569	**資本金**	**10,836**
関係会社長期貸付金	1,812		
長期前払費用	18	**資本剰余金**	**9,254**
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	6,254
		利益剰余金	**2,066**
		その他利益剰余金	2,066
		繰越利益剰余金	2,066
		自己株式	**△1,177**
		純資産合計	**20,979**
資産合計	**24,109**	**負債純資産合計**	**24,109**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

科　　目	金　　額	
	百万円	百万円
営　業　収　益		
関係会社経営管理料	486	
関係会社商標使用許諾料	231	717
営　業　費　用		
一　般　管　理　費		688
営　業　利　益		**28**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	16	
そ　の　他	5	21
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	10	
そ　の　他	2	12
経　常　利　益		**37**
特　別　利　益		—
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損		0
税　引　前　当　期　純　利　益		**37**
法人税、住民税及び事業税	27	
法　人　税　等　調　整　額	△5	22
当　期　純　利　益		**14**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

区分＼科目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	10,836	3,000	6,254	9,254
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	10,836	3,000	6,254	9,254

区分＼科目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,227	△1,173	21,145	21,145
当期変動額				
剰余金の配当	△176		△176	△176
当期純利益	14		14	14
自己株式の取得		△4	△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△161	△4	△166	△166
当期末残高	2,066	△1,177	20,979	20,979

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１８日

サクサホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　一　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　晶　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１８日

サクサホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　一　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　晶　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成２８年5月１９日

サクサホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	大　内　正　樹	㊞
監　査　役	羽　鳥　勝　彦	㊞
社外監査役	河　野　　敬	㊞
社外監査役	飯　森　賢　二	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、内部留保の充実を図りながら親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上の配当性向を基準とし、安定的な配当を目指す基本方針と当期の業績とを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金３円　　総額176,211,924円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年６月30日

第２号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)の件

当社が平成25年６月27日開催の第10回定時株主総会の決議に基づき導入（更新）しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策)」(以下、「旧ルール」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間満了となります。

これに伴い、平成28年５月20日開催の当社取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。基本方針および基本方針の実現に資する特別な取組みにつきましては、事業報告「6.(2)当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおりであります。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策)」(以下、改定後のものを「本ルール」といいます。）を導入（更新）することについて、本総会に付議することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第16条の定めに基づき、本ルールを導入（更新）することにつき、ご承認いただきたいと存じます。

なお、本ルールは、導入（更新）に伴う有効期間の変更その他の所要の改訂および独立委員会の委員の変更のほかは、旧ルールと同様の内容であります。

１．基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本ルールを導入（更新）することが、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

また、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること

(2) 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること

(3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること

(4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること

(5) 本ルールの有効期限が平成31年３月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

なお、当社取締役会は、本ルールの導入（更新）を行うことについて独立委員会へ諮問し、独立委員会から適当である旨の勧告を受けております。

2． 本ルールの内容等

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

サクサホールディングス株式会社

1．導入（更新）の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を導入（更新）するものです。当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

2．本ルールの内容

（1）対象となる買付者

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下、あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、本ルールに定める手続きにしたがい、以下（2）において定める防衛策（以下、「防衛策」といいます。）の発動に係る手続きを行います。

なお、以下、買付け等を行う買付者および買付提案者を「買付者等」といいます。

① 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等の株券等保有割合（※3）の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）およびその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第27条の23第1項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義。以下、②において同じとします。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年11月26日大蔵省令第38号）第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

（2）防衛策の内容

買付者等が出現し、本ルールに定められた手続きを経た結果、防衛策を発動すべきとの結論に達した場合には、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

3．防衛策の発動に係る手続き

（1）買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け等を行う場合には、まず当社に対しての買付け等を一定期間停止していただきます。次に、買付者等には買付け等に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の「誓約書」および次に定める買付者等の買付け等の内容の検討に必要な情報を当社取締役会にて適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、当社の定める書式（以下、「買付説明書」といいます。）により日本語で回答期限内に提出していただきます。

買付け等停止の一定期間とは、後記「4．（6）」に記載する当社取締役会決議の時までとします。

【必要情報】

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

② 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）

③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）

④ 買付資金の裏付（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付け後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策

⑥ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針

⑦ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策

⑧ 政府当局の承認、第三者の同意、法律の適用可能性等の状況

⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的な判断に必要とする情報

当社取締役会では、「買付説明書」の記載内容が不十分だと判断した場合または後記「4．（3）」に記載する独立委員会から記載内容が不十分であると指摘があった場合は、回答に必要な期限を定めたうえで、買付者等に追加の情報を再提出していただくよう要請します。

（2）当社取締役会による「買付説明書」の検証、買付者等との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、買付者等が本ルールを遵守し、必要十分な情報が記載された「買付説明書」が提出された場合、「買付説明書」受領後、当社取締役会にて当社のグループ企業価値、株主共同の利益の確保または向上の観点から買付者等の買付案の検証および買付者等との交渉を開始します。

当社取締役会は、買付け等の提案があった事実ならびに「買付説明書」の評価、検討および検証結果ならびに必要に応じて作成する代替案を記載した「意見表明書」、その他株主の皆様の判断のために必要と認められる情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、独立委員会に「買付説明書」および「意見表明書」を提出し、防衛策の発動および不発動について諮問します。

4．買付け等が行われた場合の対応

（1）買付者等が本ルールを遵守した場合

買付者等が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該買付け等に反対であったとしても、当該買付け等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該買付け等に対する防衛策を原則として発動いたしません。買付者等の買付け等に応じるか否かは、株主の皆様において、「買付説明書」の内容および「意見表明書」において提示する当該買付け等に対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、買付者等が本ルールを遵守している場合でも、買付者等の買付け等の内容が次の防衛策発動要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当と取締役会が認める場合は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。

＜防衛策発動要件＞

① 次に掲げる行為等により、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付け等である場合

ア．株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為。

イ．当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。

ウ．当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。

エ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。

② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等である場合

③ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の可能性、買付け等の後の経営方針または事業計画、買付け等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付け等である場合

（2）本ルールを遵守しない場合

買付者等が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として防衛策を発動し、当該買付け等に対抗することを予定しております。

（3）独立委員会

買付者等が本ルールを遵守しているか否か、あるいは遵守している場合でも、買付け等が基本方針に照らして不適当であり、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）３名以上で構成する独立委員会を設置します。独立委員会の勧告内容については、その概要を適時情報開示することといたします。

（4）評価期間の設定

買付者等の買付け等について当社取締役会が評価、検討を行うための時間的猶予として評価期間を設定します。評価期間は、必要十分な情報が記載された「買付説明書」を当社取締役会が受領した日から90日とします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間延長が必要な場合、独立委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、延長期間その他適切と思われる事項について記載した書面を提出し、諮問します。独立委員会が評価期間延長について認める勧告を行った場合に限り、当該評価期間を延長することができるものとします。

また、当該評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。上記により評価期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長された評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うよう最大限努めるものとします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

（5）独立委員会の勧告

本ルールにおいては、上記「４．(1)」に記載のとおり買付者等が本ルールを遵守した場合には原則として防衛策を発動いたしません。しかし、上記「４．(1)」に記載する防衛策発動要件に該当する場合ならびに「４．(2)」に記載する買付者等が本ルールを遵守しない場合において防衛策を発動するときには、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は、独立委員会に対し防衛策発動の適否について諮問し、独立委員会は本ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで防衛策の発動または不発動の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、防衛策を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

（6）当社取締役会の決議

本ルールにおいては、本ルールに記載した条件にしたがい本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

当社取締役会は、独立委員会の上記「(5)」の勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき、上記「(4)」の評価期間満了日までに防衛策の発動または不発動等の決議を行うものとします。

上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が防衛策の不発動に関する決議を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

① 当該決議後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合

② 当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

5．本ルールの有効期間

本ルールの有効期間（以下、「有効期間」といいます。）は、平成28年３月期（平成27年度）に関する定時株主総会終結の時から平成31年３月期（平成30年度）に関する定時株主総会終結の時までとします。

6．本ルールの廃止および変更

（1）本ルールは、有効期間の満了前であっても、次の決議が行われた場合、その時点で廃止することができます。したがって、本ルールは、株主の皆様のご意向によりこれを廃止することが可能です。

① 当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

② 当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

（2）本ルールは、有効期間中であっても独立委員会の勧告にしたがい、当社取締役会の決議により一部見直しもしくは変更を行う場合があります。

当社は、本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容、その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（3）本ルールで引用する法令の規定は、平成28年５月20日現在施行されている規定を前提としており、同日以後法令の制定または改廃により引用する条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該制定または改廃の趣旨を考慮のうえ、引用する条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

7．本ルールの合理性

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他近年の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

（2）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本ルールは、株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入（更新）させていただくものです。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、本ルールの導入および廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（3）独立委員会の設置と情報開示

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外有識者（弁護士、公認会計士等）３名以上で構成されます。実際に買付け等がなされた場合には、上記「4．(5)」に記載のとおり、独立委員会が、本ルールにしたがい、当社取締役会へ防衛策の発動または不発動を勧告します。

当社取締役会は、その勧告の内容について適時に情報開示するとともに、当該勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行います。

このように、当社取締役会が恣意的に防衛策の発動を行うことのないよう、独立委員会によって、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をするものであり、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するべく本ルールの公正、適正な運営が行われる仕組みが確保されています。

（4）合理的、客観的要件の設定

当社取締役会が防衛策を発動できるのは、上記「4．」に記載する、買付者等が本ルールを遵守しても、防衛策発動要件のいずれかに該当する場合および本ルールを遵守しない場合に限られており、本ルールは当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

（5）第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さと客観性がより強く担保される仕組みとしております。

（6）デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、買付者等が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

８．株主の皆様等への影響

（１）本ルールの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（２）本新株予約権無償割当時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。ただし、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使に必要な金銭の払込、その他後記「（３）①」に記載する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、当社は、当社取締役会の決定により、後記「（３）②」に記載する手続により、（ⅰ）特定大量保有者、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付者、（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、または（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、あるいは（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）に該当する者の関連者に該当する者（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）を「非適格者」と総称します。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(注) 非適格者の(i)ないし(vi)は、次のとおり定義されます。

ア.「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

イ.「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者を指し、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

ウ.「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される。以下、本ウ.において同じ。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義される。以下、本ウ.において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいう。

エ.「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第１項で定める者を除く。

オ.ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条に定義される。）をいう。

（3）本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権１個当たり、金１円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、１株の当社株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以　上

（別紙１）新株予約権の概要

１．新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
　当社取締役会で定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
　新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個の目的である株式の数は、１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数
　当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
　新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、金１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件
　非適格者に該当する者でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において定めるものとする。

７．新株予約権の行使期間等
　新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が、別途定めるものとする。
　なお、取得条項については、前項の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

（別紙２）独立委員会規程の概要

１．独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
２．独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）の中から当社取締役会により選任される。
３．委員の任期は、就任の時から就任時に有効である本ルールの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
　なお、委員に事故等があり、前項に記載する員数を満たすことができなくなった場合には、前項の要件を備えた者の中から当社取締役会によって新たに委員を選任する。
４．独立委員会は、次の各号に記載される事項について本ルールに基づき決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
　なお、独立委員会の各委員は、決定にあたって専ら当該買付け等が基本方針に照らして適当なものかどうか、買付者等の「買付説明書」の内容と当社取締役会の「意見表明書」の内容のどちらが当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるものか、という観点からこれを行うことを要する。
　①　防衛策の発動もしくは不発動
　②　本ルールの変更の要否
　③　評価期間の延長その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
５．上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
　①　独立委員会が必要とする情報およびその提出期限の決定
　②　当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
６．独立委員会は、「買付説明書」およびその記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、買付者等に追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から「買付説明書」および独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合は、当社取締役会に対して所定の期間内に、追加提出された買付者等の買付け等の内容に対する「意見表明書」その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができる。
７．独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席および独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
８．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができる。
９．代表取締役社長は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10．独立委員会の決議は、原則として委員のうち３分の２以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

（別紙３）独立委員会の委員（候補者）の氏名および略歴

河野　敬（こうの　たかし）氏
弁護士

〔略歴〕

平成　４年４月	弁護士登録
平成　９年６月	株式会社田村電機製作所監査役
平成 16年２月	当社社外監査役（現任）
平成 16年４月	サクサ株式会社社外監査役（現任）

紙野　愛健（かみの　よしたけ）氏
公認会計士

〔略歴〕

平成 11年４月	公認会計士登録
平成 20年７月	新日本有限責任監査法人パートナー
平成 23年７月	紙野公認会計士事務所所長（現任）
平成 23年９月	税理士登録
平成 24年４月	青山アクセス税理士法人代表社員（現任）
平成 24年９月	一般社団法人電池工業会監事（現任）
平成 24年12月	株式会社フード・プラネット社外監査役（現任）
平成 25年５月	株式会社レナウン社外監査役（現任）
	公益社団法人神奈川県宅建業協会監事（現任）
平成 27年３月	株式会社エナリス社外監査役（現任）
平成 28年２月	株式会社Ｎｏ．１社外監査役（現任）

山崎　勇人（やまざき　はやと）氏
弁護士

〔略歴〕

平成 17年10月	弁護士登録
平成 25年７月	翔和総合法律事務所パートナー（現任）

※　委員（候補者）と当社との間に特別の利害関係はありません。
※　河野　敬氏は、本総会終結の時をもって当社監査役を、また、平成28年６月16日開催予定のサクサ株式会社第12回定時株主総会の終結の時をもって同社監査役をそれぞれ退任する予定です。

以　上

第３号議案　　取締役７名選任の件

現取締役越川雅生、松尾直樹、皆川忠志、木村廣志、大坂　貢、磯野文久および池田敬造の７氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、新任の取締役候補者には、氏名に※印を付しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	松尾直樹（まつおなおき） （昭和27年10月２日生）	昭和 52年 4 月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 平成 16年 6 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社ITマネジメントサービス事業部長 平成 18年 6 月 日本情報通信株式会社理事・HR統括担当部長 株式会社ネットシステム（現エヌアイシー・ネットシステム株式会社）代表取締役社長 平成 22年 6 月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 当社常務取締役 平成 24年 6 月 サクサ株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員（現任） 当社代表取締役副社長（現任）	81,000株
	＜選任理由＞ 松尾直樹氏は、平成24年以来、当社およびサクサ株式会社の代表取締役副社長を務めており、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。 当企業グループの経営推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。		
2	木村廣志（きむらひろし） （昭和29年２月５日生）	昭和 47年 4 月 沖電気工業株式会社入社 平成 19年 4 月 同社情報通信グループ通信ビジネスグループIPシステムカンパニーIPシステム本部長 平成 20年10月 株式会社OKIネットワークス（現沖電気工業株式会社）事業サポート本部長 平成 21年 4 月 同社執行役員事業サポート本部長 平成 22年 4 月 同社執行役員 平成 22年 6 月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 当社取締役（現任） 平成 27年 6 月 株式会社システム・ケイ常務取締役（現任） サクサ株式会社取締役兼専務執行役員（現任）	53,000株
	＜選任理由＞ 木村廣志氏は、当社取締役として技術および品質戦略に携わるほか、サクサ株式会社において取締役を務めるなど、豊富な経験、実績および識見を有しており、当企業グループの企業価値向上に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	大坂（おおさか） 貢（みつぐ） (昭和34年12月30日生)	昭和 57年 4 月 株式会社大興電機製作所入社 平成 19年 4 月 サクサ株式会社システムソリューション事業部技術本部第１商品開発部長 平成 19年11月 同社システムソリューション事業部技術本部長 平成 20年 7 月 同社執行役員システムソリューション事業部技術本部長 平成 21年 4 月 同社執行役員開発本部長 平成 23年 4 月 同社常務執行役員事業戦略推進本部長 当社企画部長 平成 24年 4 月 サクサ株式会社常務執行役員事業戦略推進本部長兼新規事業開拓部長 平成 24年 6 月 同社取締役兼常務執行役員事業戦略推進本部長兼新規事業開拓部長 当社取締役兼企画部長 平成 25年 4 月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員事業戦略推進本部長 平成 25年11月 同社取締役兼常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 平成 27年 4 月 同社取締役兼常務執行役員 平成 27年 5 月 サクサテクノ株式会社代表取締役社長（現任） 平成 27年 6 月 当社取締役（現任）	58,000株
	＜選任理由＞ 大坂　貢氏は、当社取締役として事業、生産戦略およびTSCM推進に携わるほか、サクサテクノ株式会社において代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験、実績および識見を有しており、当企業グループの企業価値向上に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。		
4	磯野（いその） 文久（ふみひさ） (昭和36年11月３日生)	昭和 61年 4 月 株式会社田村電機製作所入社 平成 21年 4 月 サクサ株式会社生産統括部長兼生産企画担当部長 平成 23年 5 月 サクサテクノ株式会社取締役副社長 平成 24年 5 月 同社代表取締役社長 平成 26年 6 月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 当社取締役 平成 27年 6 月 サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 当社取締役兼企画部長（現任）	25,000株
	＜選任理由＞ 磯野文久氏は、当社取締役として海外ビジネス戦略に携わるほか、サクサ株式会社において代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験、実績および識見を有しており、当企業グループの企業価値向上に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ 中村耕児 (昭和35年12月3日生)	昭和 59年 4 月 株式会社田村電機製作所入社 平成 20年 7 月 サクサ株式会社システムソリューション事業部営業本部長 平成 21年 4 月 同社執行役員地域営業本部長 平成 22年 4 月 同社執行役員ソリューション営業本部長 平成 23年 4 月 同社常務執行役員ソリューション営業本部長 平成 24年 4 月 同社常務執行役員ソリューション営業統括本部副統括本部長兼オフィス営業本部長 平成 25年 4 月 同社常務執行役員ソリューション営業統括本部長兼営業企画部長 平成 25年 6 月 同社取締役兼常務執行役員ソリューション営業統括本部長兼営業企画部長 平成 26年 4 月 同社取締役兼常務執行役員ソリューション営業本部長 平成 27年 4 月 同社取締役兼常務執行役員ソリューション事業部長 平成 28年 4 月 同社取締役兼常務執行役員（現任）	54,000株
	＜選任理由＞ 中村耕児氏は、長年にわたり、サクサ株式会社において取締役としてソリューション事業に従事し、当企業グループのソリューション事業の発展に大きく貢献してまいりました。 その豊富な経験、実績および識見は、当企業グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。		
6	※ 井上洋一 (昭和36年5月19日生)	昭和 61年 4 月 株式会社田村電機製作所入社 平成 18年 4 月 サクサ株式会社経理部長 当社経理部長 平成 22年 4 月 サクサ株式会社執行役員経営管理部長 平成 25年 6 月 同社執行役員総務人事部長 当社総務人事部長（現任） 平成 26年 4 月 サクサ株式会社常務執行役員総務人事部長 平成 27年 4 月 同社常務執行役員経営管理部長 平成 27年 6 月 同社取締役兼常務執行役員経営管理部長 平成 28年 4 月 同社取締役兼常務執行役員（現任）	46,000株
	＜選任理由＞ 井上洋一氏は、サクサ株式会社の取締役を務めるほか、長年にわたり、当社コーポレート部門の責任者を務め、当社のコーポレート部門の充実に大きく貢献してまいりました。 その豊富な経験、実績および識見は、当企業グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	※ 山本秀男 (やまもとひでお) (昭和27年7月30日生)	昭和 52年 4 月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 平成 16年 4 月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成 20年 4 月 中央大学大学院戦略経営研究科教授（現任） 平成 21年 7 月 株式会社ヒューマンシステム社外取締役（現任） 平成 23年11月 中央大学大学院戦略経営研究科研究科長	0株
	＜選任理由＞ 山本秀男氏は、社外取締役候補者であります。 同氏は、戦略経営研究科教授であり、経営戦略に関する専門的な知識と豊富な経験および幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。	

（注）1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾直樹、木村廣志、大坂　貢および磯野文久の４氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、添付書類の事業報告「4.（1）取締役および監査役の氏名等」（11頁から12頁）に記載のとおりであります。
3. 当社は、社外取締役候補者山本秀男氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第４号議案　　監査役２名選任の件

現監査役大内正樹および河野　敬の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名を選任いたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、新任の監査役候補者には、氏名に※印を付しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 江藤（えとう）　進（すすむ） (昭和31年12月11日生)	昭和 54年 4 月 株式会社田村電機製作所入社 平成 21年 6 月 当社総務部長 サクサ株式会社総務部長 平成 21年10月 同社総務人事部総務担当部長 平成 24年 4 月 当社総務人事部ＣＳＲ担当部長 サクサ株式会社総務人事部総務人事担当部長 平成 24年 5 月 サクサプロアシスト株式会社代表取締役社長	15,000株
	＜選任理由＞ 江藤　進氏は、長年にわたり、コーポレート部門の責任者を務め、また、サクサプロアシスト株式会社の代表取締役社長を努めるなど、豊富な経験、実績および識見を有しており、監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。		
2	※ 清水（しみず）建成（たけなり） (昭和42年１月10日生)	平成 ４年 ４月 弁護士登録 平成 ９年 ２月 ニューヨーク州弁護士登録 平成 12年 ２月 神谷町法律事務所パートナー（現任） 平成 18年 ３月 クレノートン株式会社監査役 平成 19年 ８月 スター・ホテルズ・アンド・リゾーツ投資法人監督役員 平成 20年 ６月 当社独立委員会委員（現任） 当社補欠監査役（現任） 平成 27年 ６月 ヒビノ株式会社社外取締役（現任）	0株
	＜選任理由＞ 清水建成氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、また、監査業務について十分な知識を有していることから、社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。		

（注）1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江藤　進氏は、平成28年５月20日現在、平成28年５月23日開催予定のサクサプロアシスト株式会社第39回定時株主総会において、取締役を退任する予定です。また、平成28年６月16日開催予定のサクサ株式会社第12回定時株主総会の決議により、同社監査役に就任する予定です。
3. 当社は、社外監査役候補者清水建成氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第５号議案　　補欠監査役２名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役２名を選任いたしたいと存じます。

候補者紙野愛健氏は社外監査役飯森賢二氏の補欠として、また、候補者山崎勇人氏は、第４号議案において社外監査役候補者である清水建成氏の選任が承認された場合の同氏の補欠として、それぞれ選任するものとします。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、新任の補欠監査役候補者には、氏名に※印を付しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ 紙野愛健（かみのよしたけ） (昭和43年３月４日生)	平成 11年 4 月 公認会計士登録 平成 20年 7 月 新日本有限責任監査法人パートナー 平成 23年 7 月 紙野公認会計士事務所所長（現任） 平成 23年 9 月 税理士登録 平成 24年 4 月 青山アクセス税理士法人代表社員（現任） 平成 24年 9 月 一般社団法人電池工業会監事（現任） 平成 24年12月 株式会社フード・プラネット社外監査役（現任） 平成 25年 5 月 株式会社レナウン社外監査役（現任） 公益社団法人神奈川県宅建業協会監事（現任） 平成 27年 3 月 株式会社エナリス社外監査役（現任） 平成 28年 2 月 株式会社Ｎｏ．１社外監査役（現任）	0株
	＜選任理由＞ 紙野愛健氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※ 山崎勇人（やまざきはやと） (昭和52年7月18日生)	平成 17年10月 弁護士登録 平成 25年 7 月 翔和総合法律事務所パートナー(現任)	0株
	＜選任理由＞ 山崎勇人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。		

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 紙野愛健および山崎勇人の両氏が監査役に就任する場合には、両氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期中に在任しました取締役11名（うち社外取締役４名）および監査役５名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額15,000,000円（社外取締役を除く取締役分13,390,000円、社外取締役分610,000円、監査役分1,000,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役については、取締役会に、監査役については、監査役の協議に、それぞれ一任したいと存じます。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

(2) 行使期限は**平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**０１２０－７６８－５２４　(平日 ９：００～２１：００)**

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**０１２０－２８８－３２４　(平日 ９：００～１７：００)**

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園　２階「華つどい」の間
TEL　03-3491-4111

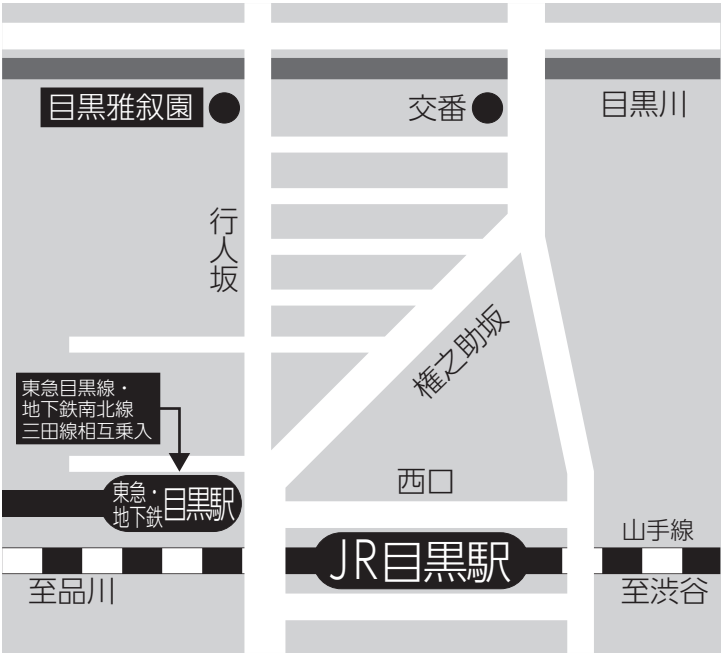

（交通）
JR山手線および東急目黒線・地下鉄南北線・三田線目黒駅から行人坂経由で徒歩約５分、権之助坂経由で徒歩約10分

（ご来場における注意）
当日は節電のため、会場の空調温度を高めに設定させていただく場合があります。

（受付開始時刻）
当日の受付開始時刻は午前８時45分を予定しております。

UD FONT　VEGETABLE OIL INK